

## 医療需給調査実施要領（案）

### （調査実施の背景）

県では、昭和62年から県民の健康を保健・医療の両面から支援するための総合的ガイドラインとして医療法に基づく「兵庫県保健医療計画」を策定し、保健医療対策の推進を図っています。

同計画は医療法第30条の3第1項の規定に基づく医療計画であり、同法第30条の3第10項の規定により、少なくとも5年ごとに見直しすることとされています。県では、平成20年4月に、地域の重要課題及び改正医療法の趣旨を踏まえ、第5次計画の改定を行ったところですが、平成18年4月の第4次改正で設定した全県及び2次保健医療圏域ごとの基準病床数を据え置いており、本部分については、23年4月に5年の改定期限を迎えることから、基準病床数の見直しを行う予定です。

### （調査の目的）

平成23年4月の「兵庫県保健医療計画」の基準病床数の改定について、基礎資料を得ることを目的として実施するものです。

### （調査内容）

患者調査及び医療施設調査の2種類の調査を実施します。

#### 1 患者調査（1日断面）

##### 入院患者調査

ア 調査対象：平成21年10月1日（木）午前0時時点で、県内の病院及び病床を有する診療所に入院している患者

イ 調査内容：病床種別、性別、年齢、居住市町、疾病分類、診療科、

#### 2 医療施設調査

ア 調査対象：県内の全病院

イ 調査内容：各病院が有する医療機能

（国が実施している指定統計や医療機関情報システム等のデータで把握できない項目、及び病院ごとの状況を把握する必要のある項目について調査を行います。）

### （調査結果の活用）

この調査結果は、「兵庫県保健医療計画」の改定、及びその後の計画推進の基礎資料として活用する予定です。なお、医療施設調査により把握された医療機能等については、病院名も含め計画の中に記載し、公表することがあります。